改正後	改正前
七　生活保護法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	七　生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［23～62　略］	［23～62　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

○法務省令第二十五号

後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十七条及び後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）第十八条の規定に基づき、後見登記等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月一日　　法務大臣　上川　陽子

後見登記等に関する省令の一部を改正する省令

後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（登記事項証明書等の作成方法）	（登記事項証明書等の作成方法）
第二十条　登記事項証明書等を作成するには、登記官は、証明すべき事項（令第八条の規定による更正前の登記事項を除く。）を記載した書面の末尾に認証文を付記し、年月日及び職氏名を記載し、職印を押し、毎葉のつづり目に契印又はこれに準ずる措置をしなければならない。	**第二十条**　登記事項証明書等を作成するには、登記官は、証明すべき事項を記載した書面の末尾に認証文を付記し、年月日及び職氏名を記載し、職印を押し、毎葉のつづり目に契印又はこれに準ずる措置をしなければならない。
2　前項の規定にかかわらず、法第七条第一項の規定による変更の登記の記録があるときは、特別の請求がない限り、変更前の登記事項の記載をすることを要しない。	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した項の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年十二月一日から施行する。

○財務省令第六十四号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十七条第二項及び第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月一日　　財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第三（第三百四十三条関係） 税関支署の名称、位置及び管轄区域	**別表第三**（第三百四十三条関係） 税関支署の名称、位置及び管轄区域
［略］	［同上］

所轄税関	税関支署名	位置	管轄区域
門司	博多	福岡市	福岡県のうち 福岡市（福岡空港及び福岡外郵出張所の管轄区域として、税関長が定める地域を除く。）　筑紫野市　春日市　大野城市　宗像市　太宰府市　古賀市　福津市　朝倉市　糸島市　那珂川市　糟屋郡（福岡
［略］			

所轄税関	税関支署名	位置	管轄区域
門司	博多	福岡市	福岡県のうち 福岡市（福岡空港及び福岡外郵出張所の管轄区域として、税関長が定める地域を除く。）　筑紫野市　春日市　大野城市　宗像市　太宰府市　古賀市　福津市　朝倉市　糸島市　筑紫郡　糟屋郡（福岡外
［同上］			